

社会福祉法人 三恵会

三恵苑訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三恵会が開設する三恵苑訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 三恵苑訪問介護事業所
- 2 所在地 さいたま市西区大字高木892

(特別養護老人ホームひかわ内)

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- 2 サービス提供責任者 運営基準に定められた資格所有者1名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- 3 訪問介護員等

運営基準に定められた資格所有者が、常勤換算で2.5名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

- 4 事務職員 1名（兼務職員）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 1 「身体介護」
- 2 「生活援助」

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 500円
- 2 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 1,000円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事態の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市西区、北区の地域とする。

（その他運営についての留意事項）

第9条 訪問介護事業所は、従業者等の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

2 継続研修 年 1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、三恵会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 4月 1日から一部改定する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から一部改定する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から一部改定する。
- この規定は、平成20年 4月 1日から一部改定する。